

17 障害のある人の福祉の充実

現状と課題

障害のある人が住み慣れた地域で、生きる喜びを感じ、安心と尊厳を持って暮らせる社会の実現に向けた取り組みを推進していく必要があります。

障害のある人を取り巻く制度は、措置制度から支援費制度（平成15年度）、障害者自立支援法（平成18年度）と変更されています。

地域に根ざしたきめ細やかな相談支援体制と障害種別を越えた相談機能の連携を深めるため、「障害者あんしん相談窓口」を設置しています。

障害のある人が住み慣れた地域で、日常生活がおくれるよう、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、施設入所者の地域生活移行には、グループホーム等の生活の場が必要です。また、自立支援に向けた適正な支援を関係機関・団体等とも連携して取り組む必要があります。

平成19年度に、国連における「障害者権利条約」に署名し、障害者の権利擁護等が課題となっています。

療育に関する相談業務は増加しており、市内の民間療育、医療機関との連携を図るとともに、療育提供体制の充実が望まれています。



* グラフの数値は、各年とも3月末現在

基本方針

全ての人の人権が尊重され、人権が侵害されず保障される社会の実現に向けて、障害のある人が地域でその人らしく自立した生活をおくれるよう、相談支援体制や在宅生活支援の充実をはじめ、居住空間、雇用・就労の機会、日常的な居場所の確保など、地域をあげた包括的な自立支援のための仕組みづくりに取り組んでいきます。

主要な施策展開

(1) 相談支援と権利擁護の推進

障害者自立支援法に基づく福祉サービスなどが利用できるように、情報提供や相談体制の充実並びに権利擁護体制の整備・推進を図ります。

(2) 保健・医療の充実

障害の原因となる疾病の予防や早期治療など、保健・医療の充実に努めます。

(3) 生活支援の充実

家族等の負担を軽減するため、各種の生活支援サービスの充実に努めます。

(4) 雇用・就労の促進

障害のある人の雇用促進と啓発活動の推進、職業相談など就労支援の体制づくりに取り組めます。

(5) 社会参加の促進

障害のある人が自ら関心のある活動に積極的に参加し、多くの人々との交流を通じて「自己実現」ができるように支援します。

(6) とともに支えあうまちづくり

障害に関する正しい理解のもと、地域における地域福祉活動の推進並びに障害のある人の地域活動への参加を促進します。

(7) 診療療育の推進

あらゆる障害児に対応できる、総合的な療育・発達支援体制の整備・充実に努めます。

市民一人ひとりの活動

障害のある人や障害・疾病等に関する正しい理解を深める。
障害のある人などの地域生活、就労、社会参加に対する支援や協力に取り組む。

まちづくり指標

< 指標の考え方 >

障害のある人が地域で生活を続けていけるよう、障害特性や一人ひとりの意欲、適性、能力等に応じた働く場や活動の場の確保への支援、および在宅生活や社会参加に対するさらなる支援の充実を図っていきます。

| 重点 | 指標名 | 単位 | 現状値(H18) | 目標値(H30) | 指標方向 |
|----|-------------------------|--|----------|----------|------|
| | 居宅介護、重度訪問介護等のホームヘルプサービス | 時間 | 293,000 | 548,000 | ▲ |
| | | 式 | - | - | |
| | | H30目標値の設定理由 西宮市障害福祉推進計画の見込量を参考に設定 | | | |
| | 移動支援事業(ガイドヘルプサービス) | 時間 | 124,000 | 170,000 | ▲ |
| | | 式 | - | - | |
| | | H30目標値の設定理由 西宮市障害福祉推進計画の見込量を参考に設定 | | | |
| | 障害者就労生活支援センター | 時間 | 0 | 1 | ▲ |
| | | 式 | - | - | |
| | | H30目標値の設定理由 現在、障害者の就労生活支援を専門にする拠点施設がないため | | | |

主な部門別計画

西宮市障害福祉推進計画
西宮市地域福祉計画

【健康福祉局：平成18年4月～平成24年3月】
【健康福祉局：平成17年4月～平成22年3月】